

退職給付会計に関する事項

1. 退職給付制度の概要

- (1) 退職金規程に基づく「退職一時金制度」
- (2) 厚生年金保険法に基づく「全国信用金庫厚生年金基金」に加入

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和4年度	令和5年度
退職給付債務 (A)	4,003,977	3,940,273
年金資産 (B)	3,468,057	3,791,228
前払年金費用 (C)	—	—
未認識過去勤務費用 (D)	△ 486,504	△ 432,448
未認識数理計算上の差異 (E)	558,720	287,129
その他（会計基準変更時差異の未処理額） (F)	—	—
退職給付引当金（A－B－C－D－E－F）	463,703	294,363

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和4年度	令和5年度
勤務費用 (A)	304,549	285,527
利息費用 (B)	21,469	20,686
期待運用収益 (C)	△ 73,103	△ 69,361
過去勤務費用の費用処理額 (D)	△ 54,056	△ 54,056
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	46,411	74,809
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他（臨時に支払った割増退職金等） (G)	—	—
退職給付費用（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	245,270	257,606

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和4年度	令和5年度
(1) 割引率	0.10％～1.86％	0.10％～1.86％
(2) 長期期待運用収益率	2％	2％
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準（平均ポイント比例）	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による）	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する）	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	

役職員の報酬体系に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	121百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」121百万円となっております。

なお、賞与はありません。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

具体的には、株式会社ちばしんビジネスサービスが該当します。

3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



千葉信用金庫
<https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>



発行 2024年7月
編集 千葉信用金庫 総合企画部
〒260-0013
千葉市中央区中央2丁目4番1号
TEL 043-225-1111 (代)



このディスクロージャー誌は、適切に管理されたFSC®認証
林およびその他の管理された供給源からの原材料で作ら
れています。また、印刷には揮発性有機化合物の発生を抑
える植物性インキを使用しています。